

カラオケボックス・個室ビデオ店等に対する消防法改正/西日本防災システム

改正の経緯

平成19年1月20日の兵庫県宝塚のカラオケボックスで発生した火災を受けてきわめて危険性の高い個室形式の施設に対する防火安全対策の強化を図るためと消防用設備の設置基準の見直しを行うため消防法施行令等の改正が行われました。

改正概要

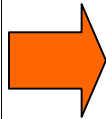
- 1 消防法施行令別表第一2項に新しく2項ニ(カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室に於いて客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの)が追加されました。
- 2 上記総務省令で定めるものとして複合カフェ(個室や個室に類するスペースを設けインターネット利用等のサービスの提供を行う店舗テレホンクラブ個室ビデオ)などが規定されました。
- 3 カラオケボックス内など騒音により自動火災報知設備や非常警報設備の音響が聞き取れないことの無いよう所要の措置を講ずることとされました。

改正詳細

1 消防法施行令別表第一の2項の改正

改正前

2 項	イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場・ダンスホール・
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(1項イ・4項・5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。



改正後

2 項	イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場・ダンスホール・
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(1項イ・4項・5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの。
	ニ 追加	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの

- 2 改正後の2項ニの用途に供されるものについては規模に係わりなく自動火災報知設備の設置義務があります。

施行日

平成20年10月1日 施行
既存遡及猶予期日 平成22年3月31日

もう対処はお済みですか？

